

農林水産省指令 28水管第456号

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成8年法律第101号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、外国船籍のまき網漁船によって漁獲されたまぐろ類について、下記のとおり必要な報告を求めることとしたので、農林水産大臣あてに提出されたい。

平成28年6月1日

農林水産大臣 森 山 裕

記

1. 趣旨

めばちまぐろやきはだまぐろは、我が国周辺水域を含む中西部太平洋海域など幅広く生息しており、我が国かつお・まぐろ漁業者にとって主要な漁獲対象種となっている。また、我が国は、めばちまぐろやきはだまぐろを含むまぐろ類の主要な輸入国である。

近年、地域漁業管理機関（RFMO）における資源評価の結果、多くの海域でめばちまぐろやきはだまぐろの資源が減少しており、一部では過剰漁獲かつ乱獲状態にあることが示されている。資源減少の要因の一つとして、かつおを主対象とする外国船籍のまき網漁船による小型魚の混獲が指摘されているが、混獲実態に関するデータ等は依然として不足している。

そこで、責任ある市場国として、外国船籍のまき網漁船によるまぐろ類の混獲等に関する情報を収集し、これらの情報を関係するRFMOに提供することにより、RFMOにおいて、まぐろ類の適切な保存及び管理の強化を図るための適切な措置が取り決められるよう努めることとする。

2. 報告の内容

平成28年6月4日以降、外国船籍のまき網漁船（関税法基本通達（昭和47年3月1日付け蔵関第100号財務省関税局長通達）2-6のただし書きの水産庁長官の証明を受けている漁船を除く。）によって漁獲された冷凍のめばちまぐろ、きはだまぐろその他のまぐろ（びんながまぐろを除く。）及びめかじきその他のかじき（以下「冷凍まぐろ類」という。）を我が国に輸入する

場合には、次の（１）から（２）までに掲げる事項について別紙様式により、（２）⑦の記載内容が確認できる書類を添えて農林水産大臣あてに報告することとする。また、（３）の事項については、農林水産省指令２８水管第４５６号によって報告を求める別紙様式２の提出の際に、当該事項が確認できる検量証明書を添付することにより、この報告を行うものとする。

（１）漁船名、船籍、RFMO登録番号

（２）操業情報

① 航海期間（出港から最初の水揚げまでを一航海とする。）

② 漁獲時期（年、月）

③ 漁獲海域

④ 群れの型

⑤ 操業日数

⑥ 操業回数

⑦ 当該航海におけるまぐろ類・かつおの魚種別・サイズ別漁獲量

（３）輸入しようとする冷凍まぐろ類に係る魚種別・サイズ別混在状況

3. 報告の提出時期又は提出期限

2（１）及び（２）に関する報告については、平成15年10月24日付け輸入注意事項15第45号「輸入公表三の7に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の2の（４）の「正規許可船リスト対策又は正規蓄養場リスト対策に反しない貨物であることを証する水産庁の確認書」の発行を水産庁に申請する際に、また、2（３）に関する報告については、輸入した日から10日以内に提出するものとする。

4. 報告の提出先

水産庁資源管理部漁業調整課海洋漁業資源管理班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（内線6710）

FAX：03-3591-5824

外国まき網船が漁獲した冷凍まぐろ類に関する報告書

農林水産大臣 殿

住所 _____

輸入業者及び代表者名 _____

⑩ (署名をした場合は押印を省略することができる。)

記入者名 _____

TEL _____

報告年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

FAX _____

以下のとおり報告します。

(1) 漁船情報						
漁船名		船籍国		RFMO 登録番号		
(2) 航海期間						
(3) 漁獲時期	(4) 漁獲海域		(5) 群れの型	(6) 操業日数	(7) 操業回数	
	外国等水域	公海等				
(8) 航海期間中の魚種別・サイズ別漁獲量						
①メバチ						
~1.4kg ()	1.4~1.8kg ()	1.8~3.4kg ()	3.4~9kg ()	9kg~ ()	その他	小計
②キハダ						
~1.4kg ()	1.4~1.8kg ()	1.8~3.4kg ()	3.4~9kg ()	9kg~ ()	その他	小計
③カツオ						
~1.4kg ()	1.4~1.8kg ()	1.8~3.4kg ()	3.4~9kg ()	9kg~ ()	その他	小計
④ソウダガツオ		⑤ビンナガ		⑥その他魚種		⑦全魚種合計

注:

- ・操業日数及び操業回数については、漁獲時期、漁獲海域又は群れの型ごとに記載すること。
- ・漁獲海域について、外国等水域(内水、領海、EEZを含む。)の場合は国等の名前を、公海等の場合はMED(地中海)、AT(大西洋)、IN(インド洋)、PE(東部太平洋)、PCW(中西部太平洋)のいずれかを記入すること。
- ・群れの型は、FADs、鯨つき、鯨つき、素群、その他のいずれかを記入すること。
- ・航海期間中の魚種別・サイズ別漁獲量について、様式に記載のサイズ区分と異なるサイズ区分を用いる場合は、カッコ内に当該サイズ区分を記入すること。